

意見書案第5号

原発事故から市民の健康を守る制度の充実と法整備を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散により、被災地域の住民は永きにわたる低線量被ばくによる健康不安を危惧しながらの生活を余儀なくされている。

低線量被ばくが人体へ及ぼす影響については、科学的に十分な解明がなされていないことから、住民の健康不安は払拭されないまま、生涯にわたり健康不安と向き合いながらの生活を続けなくてはならず、一刻も早い心身の健康管理についての充実・強化の対応が求められている。

また、今般の原子力発電所の事故による問題は、国のエネルギー政策の一環として推進されてきた原子力政策に起因する災害であり、国は社会的な責任を負い、住民の心身の健康と安全を守らなくてはならない。

よって、国においては、住民の心身の健康と安全を守るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1. 国の責任において、全市民を対象に、がん検診を含む健康診断を実施すること。
2. 本市の全ての子どもに対する甲状腺検査を速やかに完了すること。
また、全ての市民に対する内部被ばく検査、血液検査を含む、生涯にわたる定期的な被ばくの影響に関する検査・健康診断を速やかに実施すること。
3. 検診及び検査によって原発災害との因果関係が疑われる異常が認められた患者に対しては、国の責任において最先端の治療を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月7日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、復興大臣 あて

福島県白河市議会議長 高橋光雄